

令和6年度村山市農作業賃金・機械利用料標準

1. 賃金の部（実労働8時間）

一般農作業 7,500円

- (1) 上記賃金は標準を示すものです。作業の種類による差額については両者で協議して決めてください。
- (2) 山形県最低賃金 900円（1時間あたり、令和5年10月14日適用）を下回らないように注意して下さい。
- (3) 下記の表にない作業、その他危険作業の場合は、一般農作業賃金に割増しすることができます。

2. 機械の部

（下記の金額には、消費税が含まれています。）

作業種目	単位	金額	備考
田 耕 う ん	10アール	7,600円	
代 か き	"	10,300円	
畑 耕 う ん	"	7,300円	2回耕うんは3,300円加算
田 植	"	8,100円	側条施肥は1,500円加算 箱施用薬剤散布料は500円加算 肥料代、薬剤代別途
育 苗	1箱	860円	種子代含む
コ ン バ イ ン	10アール	31,700円	刈取18,000円、籾運搬1,300円 生籾乾燥12,400円
仕 上 げ 乾 燥	60kg	810円	
籾 摺 調 整	"	820円	
畔 塗	1m	55円	片側機械ぬり
スピードスプレーー防除	100ℓ	1,210円	薬剤は委託者持ち
動力噴霧機防除	100ℓ	770円	薬剤は委託者持ち
畦 草 刈	1時間	1,800円	刈払機械損料・燃料代含む

※ 賃金の部及び機械の部は基盤整備された農地の作業とします。

※ 特殊なもの及び湿田、作業不便なものは、両者協議のうえ決定し、誠意をもって実施してください。

令和6年4月1日

村山市農作業賃金・機械利用料標準策定協議会
村山市農業委員会